

収 支 報 告 書

令和 6 年 4 月 15 日

堺市議会議長 様

会派の名称
代表者氏名
経理責任者氏名

非所属クラブ
長谷川 俊英
長谷川 俊英

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,300,000	300,000 × 11 = 3,300,000
2 その他	3	銀行預金利息
収 入 合 計	3,300,003	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費 充当額	備 考
調査研究費	35,424	35,424	自治体学会年会費 市内調査ガソリン代等
研修費	117,500	117,500	東京出張(全国政策研究集会2023) 近畿市民派議員交流・学習会 第12回石綿問題総合対策研究会参加費 駐車場代 水道問題を考える学習会 第42回市民まちづくり連続講座in明石
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	69,287	69,287	新聞、参考書籍、定期刊行物の購入
広報・広聴費	2,029,641	2,029,641	議会報告紙の作成・配布
人件費	837,590	837,590	政務活動補助職員の雇用(2名)
事務・事務所費	209,887	209,887	無償借り上げ事務所における政務調査活動経費 (備品購入など)
支 出 合 計	3,299,329	3,299,329	

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費] 市内調査及び市政関係調査等 学会等加入	5月1日～ 3月31日	市政調査のために自家用車を使用した。 自治体学会に加入し情報提供等を受けた。
[研修費] 研究会等への参加	①7月15日 ②8月18日～19日 ③1月25日 ④2月3日 ⑤2月4日 ⑥3月24日	水道問題を考える学習会(大和郡山市)参加 全国政策研究集会 2023in 東京参加 近畿市民派議員交流学習会(高石市)参加 後藤・安田記念東京都市研究所公開講座参加 石綿問題総合対策研究会(東京都)参加 市民まちづくり連続講座(明石市)参加
[要請・陳情活動費] 該当支出なし		
[会議費] 該当支出なし		
[資料作成費] 該当支出なし		
[資料購入費] 新聞購読・書籍購入	5月1日～ 3月31日	月極購読1紙購入、定期刊行物の購入 参考書籍・資料購入
[広報・広聴費] 議会報告紙等の作成 及び配布	5月1日～ 3月31日	広報紙(活動報告No.99)を作成し、配布 広報紙(活動報告No.100)を作成し、配布 広報紙(活動報告No.101)を作成 発行回数=3回/作成部数=40,000～72,000 議会速報(2回)を事務所で印刷し、適宜配布
駅前議会報告	①前期 5月2日～ 5月17日 ①後期 6月7日～ 6月27日 ②10月10日～ 11月16日	北区内の各駅駅頭(各回14か所)にて議会報告のスピーチを行い、広報紙(活動報告)を配布した。 なお、①については市長選期間中を挟み2期に分けて実施した。
市政報告会の開催	①6月25日 ②11月12日	長谷川俊英事務所において開催。議会報告を行い、参加者の意見等を聴取した。
市政・暮らし相談	5月1日～ 3月31日	事務所等での面談、電話、電子メール、郵便等により随時市民相談を行い、市政状況を把握した。
[人件費]	5月1日～ 3月31日	政務活動補助職員(2名)を雇用し、必要な業務を行わせた。
[事務・事務所費] 無償借り上げ事務所 における活動	5月1日～ 3月31日	市政に関する諸問題について調査研究活動などを行うため、長谷川俊英ほかが所有する建物の1階部分を無償にて借り上げ、必要な備品等の整備を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5月1日	501		1,502	-1,502	携帯電話料金(4月請求分) 25%	⑨	
5月2日	502		1,210	-2,712	単1電池 10個 駅前議会報告に使用するワイヤレススピーカー用	⑦	
5月10日	510-1		6,101	-8,813	固定電話料金(4月請求分) 50%	⑨	
5月10日	510-2		285,175	-293,988	議員活動報告(No.99)印刷代 42,500部	⑦	
5月10日	510-3		8,932	-302,920	議員活動報告 発送用 ワープロラベル用紙(100枚入り)	⑦	
5月12日	512		2,089	-305,009	ガソリン代 25%	①	
5月26日	526		605	-305,614	インターネットサービス料 (4月分)50%	⑨	
5月31日	531-1		1,578	-307,192	携帯電話料金(5月請求分) 25%	⑨	
5月31日	531-2		4,900	-312,092	新聞購読料(5月分)	⑥	
5月31日	531-3		44,310	-356,402	アルバイト料(5月分) UK	⑧	
5月31日	531-4		71,600	-428,002	アルバイト料(5月分) OK	⑧	
月 計		0	428,002	-428,002			
累 計		0	428,002	-428,002			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請

・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月1日				-428,002	前月から繰越		
6月5日	605		1,560	-429,562	コピー用紙B5 1箱	⑦	
6月6日	606		3,872	-433,434	コピーチャージ代（5月度分）50%	⑨	
6月7日	607		500	-433,934	駐車料金（三国ヶ丘駅前議会報告）	⑦	
6月8日	608		400	-434,334	駐車料金（白鷺駅前議会報告）	⑦	
6月9日		600,000		165,666			
6月12日	612-1		5,910	159,756	固定電話料金（5月請求分）50%	⑨	
6月13日	613		500	159,256	駐車料金（北花田駅③④議会報告）	⑦	
6月14日	614		1,602	157,654	ガソリン代 25%	①	
6月16日	616-1		600	157,054	駐車料金（浅香駅前議会報告）	⑦	
6月16日	616-2		3,120	153,934	コピー用紙B5 2箱	⑨	
6月19日	619		600	153,334	駐車料金（百舌鳥八幡駅前議会報告）	⑦	
6月20日	620		220	153,114	駐車料金（堺市駅前議会報告）	⑦	
6月21日	621		330	152,784	駐車料金（百舌鳥駅前議会報告）	⑦	
6月23日	623		4,990	147,794	外付けハードディスク	⑨	
6月25日	625-1		22,500	125,294	議員活動報告配布委託料（N）	⑦	
6月25日	625-2		10,800	114,494	議員活動報告配布委託料（M）	⑦	
6月26日	626-1		605	113,889	インターネットサービス料（5月分）50%	⑨	
6月26日	626-2		1,166	112,723	ガソリン代 25%	①	
6月27日	627		740	111,983	駐車料金（中百舌鳥駅北側議会報告）	⑦	
6月28日	628-1		7,762	104,221	自治体学会年会費：¥7,500 振込手数料：¥262円	①	
6月28日	628-2		14,320	89,901	アルバイト料（6月分）OK	⑧	
6月28日	628-3		51,765	38,136	アルバイト料（6月分）UK	⑧	
6月30日	630-1		1,272	36,864	携帯電話料金（6月請求分）25%	⑨	
6月30日	630-2		4,900	31,964	新聞購読料（6月分）	⑥	
月 計	-	600,000	140,034				
累 計	-	600,000	568,036	31,964			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月1日				31,964	前月から繰越		
7月4日	704		437	31,527	コピー用紙B5	⑦	
7月7日	707		1,463	30,064	ガソリン代 25%	①	
7月10日		900,000		930,064	政務活動費(第2四半期分)受入		
7月10日	710-1		5,457	924,607	固定電話料金(6月請求分)50%	⑨	
7月10日	710-2		8,088	916,519	ビニール封筒B5 コピー用紙B5	⑦	
7月12日	712		4,110	912,409	「現代の理論」年間定期購読料	⑥	
7月15日	715		700	911,709	水道問題を考える学習会 駐車料金	②	
7月26日	726		605	911,104	インターネットサービス料 (6月分)50%	⑨	
7月27日	727		1,336	909,768	ガソリン代 25%	①	
7月31日	731-1		36,660	873,108	アルバイト料(7月分)OK	⑧	
7月31日	731-2		1,024	872,084	携帯電話料金(7月請求分) 25%	⑨	
7月31日	731-3		4,900	867,184	新聞購読料(7月分)	⑥	
7月31日	731-4		95,865	771,319	アルバイト料(7月分)UK	⑧	
月 計		900,000	160,645				
累 計		1,500,000	728,681	771,319			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月1日				771,319	前月から繰越		
8月10日	810-1		5,305	766,014	固定電話料金（7月請求分）50%	⑨	
8月10日	810-2		1,636	764,378	ガソリン代 25%	①	
8月10日	810-3		1,499	762,879	リモート ワイヤレス プレゼンター（50%）	⑨	
8月10日	810-4		559	762,320	USBハブ（50%）	⑨	
8月19日		1		762,321	利息		
8月19日	819		56,960	705,361	東京出張（全国政策研究集会2023）	②	
8月21日	821-1		235,104	470,257	議員活動報告99号郵送代 特約ゆうメール便@100円×2349通@102円×2通	⑦	
8月21日	821-2		1,750	468,507	ガソリン代 25%	①	
8月28日	828		605	467,902	インターネットサービス料（7月分）50%	⑨	
8月31日	831-1		1,180	466,722	携帯電話料金（8月請求分）25%	⑨	
8月31日	831-2		4,900	461,822	新聞購読料（8月分）	⑥	
8月31日	831-3		6,110	455,712	アルバイト料（7月分）OK	⑧	
8月31日	831-4		59,220	396,492	アルバイト料（7月分）UK	⑧	
月 計		1	374,828				
累 計		1,500,001	1,103,509	396,492			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9月1日				396,492	前月から繰越		
9月6日	906		1,788	394,704	コピーチャージ代（8月度分）50%	⑨	
9月9日	909		1,722	392,982	ガソリン代 25%	①	
9月11日	911		5,585	387,397	固定電話料金（8月請求分）50%	⑨	
9月15日	915		2,090	385,307	40型蛍光灯2本	⑨	
9月26日	926		605	384,702	インターネットサービス料 （8月分）50%	⑨	
9月27日	927		6,540	378,162	パナソニック ノートパソコン用 標準バッテリーパック	⑨	
9月29日	929		39,480	338,682	アルバイト料（9月分）UK	⑧	
9月30日	930		4,900	333,782	新聞購読料（9月分）	⑥	
月 計		0	62,710				
累 計		1,500,001	1,166,219	333,782			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
10月1日				333,782	前月から繰越		
10月2日	1002		907	332,875	携帯電話料金(9月請求分) 25%	⑨	
10月6日	1006		1,631	331,244	ガソリン代 25%	①	
10月10日		900,000		1,231,244	政務活動費(第3四半期分)受入		
10月10日	1010-1		5,358	1,225,886	固定電話料金(9月請求分) 50%	⑨	
10月10日	1010-2		617,760	608,126	議員活動報告(No.100)印刷代 72,000部	⑦	10/16 ok
10月10日	1010-3		1,562	606,564	学校では教えてくれない生活保護 (14歳の世渡り術)	⑥	
10月18日	1018-1		27,948	578,616	ビニール封筒他	⑦	
10月18日	1018-2		401	578,215	コピー用紙A3 (50%)	⑨	
10月18日	1018-3		500	577,715	駐車料金(三国ヶ丘駅前議会報告)	⑦	
10月19日	1019		900	576,815	駐車料金(中百舌鳥駅①②議会報告)	⑦	
10月24日	1024		500	576,315	駐車料金(北花田駅①②議会報告)	⑦	
10月26日	1026-1		605	575,710	インターネットサービス料 (9月分)50%	⑨	
10月26日	1026-2		108,900	466,810	議員活動報告(No.100)配布委託料 (関西仕事づくりセンター) 18,000部	⑦	
10月26日	1026-3		440	466,370	議員活動報告(No.100)配布委託料 関西仕事づくりセンターへの振込手数料	⑦	
10月26日	1026-4		300	466,070	駐車料金(白鷺駅前議会報告)	⑦	
10月26日	1026-5		300	465,770	駐車料金(白鷺駅前議会報告) 配布ボランティアの車	⑦	
10月30日	1030		600	465,170	駐車料金(百舌鳥八幡駅前議会報告)	⑦	
10月31日	1031-1		931	464,239	携帯電話料金(10月請求分) 25%	⑨	
10月31日	1031-2		4,900	459,339	新聞購読料(10月分)	⑥	
10月31日	1031-3		6,670	452,669	アルバイト料(10月分) OK	⑧	
10月31日	1031-4		81,810	370,859	アルバイト料(10月分) UK	⑧	11/2ok
月 計		900,000	862,923				
累 計		2,400,001	2,029,142	370,859			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月1日				370,859	前月から繰越		
11月4日	1104-1		4,840	366,019	単1電池 40個	⑦	
11月4日	1104-2		1,607	364,412	ガソリン代 25%	①	
11月6日	1106		600	363,812	駐車料金（浅香駅前議会報告）	⑦	
11月8日	1108		330	363,482	駐車料金（百舌鳥駅前議会報告）	⑦	
11月10日	1110-1		5,351	358,131	固定電話料金（10月請求分）50%	⑨	
11月12日	1112		37,500	320,631	議員活動報告配布委託料（N）	⑦	
11月16日	1116		300	320,331	駐車料金（北花田駅①②議会報告）	⑦	
11月17日	1117		1,146	319,185	ガソリン代 25%	①	11/20 ok
11月27日	1127-1		1,014	318,171	ガソリン代 25%	①	
11月27日	1127-2		605	317,566	インターネットサービス料 （10月分）50%	⑨	
11月28日	1128-1		1,100	316,466	駐車料金（中百舌鳥駅北議会報告）	⑦	
11月28日	1128-2		960	315,506	駐車料金（中百舌鳥駅北議会報告）	⑦	
11月30日	1130-1		4,900	310,606	新聞購読料（11月分）	⑥	
11月30日	1130-2		939	309,667	携帯電話料金（11月請求分）25%	⑨	11/28 ok
11月30日	1130-3		600	309,067	駐車料金（中百舌鳥駅南議会報告）	⑦	
11月30日	1130-4		16,020	293,047	アルバイト料（11月分）OK	⑧	
11月30日	1130-5		53,440	239,607	アルバイト料（11月分）UK	⑧	11/30 ok
月 計			131,252				
累 計		2,400,001	2,160,394	239,607			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月1日				239,607	前月から繰越		
12月6日	1206-1		1,167	238,440	コピーチャージ代（11月度分）50%	⑨	
12月11日	1211-1		1,078	237,362	書籍購入「ウイルス学者の責任」	⑥	
12月11日	1211-2		1,395	235,967	さくらのドメインサービス 利用料50%	⑨	
12月11日	1211-3		21,934	214,033	掃除機・クリーナースタンド （送料・下取り手数料・長期保証料含む） 50%	⑨	
12月11日	1211-4		5,220	208,813	固定電話料金（11月請求分）50%	⑨	
12月15日	1215		1,419	207,394	ガソリン代 25%	①	
12月20日	1220		1,560	205,834	議会速報用 コピー用紙B5 1箱	⑦	
12月24日	1224		2,727	203,107	灯油代（事務所暖房用）50%	⑨	
12月26日	1226		605	202,502	インターネットサービス料 （11月分）50%	⑨	
12月29日	1229-1		36,150	166,352	アルバイト料（11月分）UK	⑧	
12月29日	1229-2		74,840	91,512	アルバイト料（11月分）OK	⑧	
12月31日	1231		4,900	86,612	新聞購読料（12月分）	⑥	
月 計			152,995				
累 計		2,400,001	2,313,389	86,612			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月1日				86,612	前月から繰越		
1月4日	0104-1		1,212	85,400	携帯電話料金(12月請求分) 25%	⑨	
1月4日	0104-2		3,110	82,290	「関西労災職業病」購読料 2023年3月～2024年2月分(手数料110円含まれ)	⑥	
1月10日		900,000		982,290	政務活動費(第4四半期分)受入		
1月10日	0110		5,111	977,179	固定電話料金(12月請求分) 50%	⑨	
1月15日	0115		1,368	975,811	ガソリン代 25%	①	
1月22日	0122		242,907	732,904	議員活動報告 No100 郵送代 特約ゆうメール便発送	⑦	
1月25日	0125-1		3,000	729,904	近畿市民派議員交流・学習会 参加費	②	
1月25日	0125-2		1,100	728,804	駐車料金(近畿市民派議員交流・ 学習会の参加)	②	
1月26日	0126-1		605	728,199	インターネットサービス料 (12月分)50%	⑨	
1月26日	0126-2		1,517	726,682	ガソリン代 25%	①	
1月31日	0131-1		999	725,683	携帯電話料金(1月請求分) 25%	⑨	
1月31日	0131-2		4,900	720,783	新聞購読料(1月分)	⑥	
1月31日	0131-3		64,080	656,703	アルバイト料(1月分) OK	⑧	
月 計			329,909				
累 計		3,300,001	2,643,298	656,703			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月1日				656,703	前月から繰越		
2月3日	0203-1		800	655,903	2023年1月号「都市問題」1冊代	⑥	
2月3日	0203-2		500	655,403	ブックレット34「自治体議会は必要か」	⑥	
2月3日	0203-3		600	654,803	ブックレット37「分権から自治へ」	⑥	
2月4日	0204		51,740	603,063	東京出張	②	
2月5日	0205-1		1,962	601,101	灯油代（事務所暖房用）50%	⑨	
2月5日	0205-2		910	600,191	ガソリン代 25%	①	
2月12日	0212		1,643	598,548	ガソリン代 25%	①	
2月13日	0213-1		1,757	596,791	「実録 市民VSカラ出張議会－解散と再生の舞台裏」	⑥	
2月13日	0213-2		672	596,119	サンワサプライUSB-PS/2変換コンバータ	⑨	
2月13日	0213-3		355	595,764	エレコムワイヤレスマウス M-DY10DRSKWH	⑨	
2月13日	0213-4		49,950	545,814	コンピューター・コンピューター周辺機器代	⑨	
2月13日	0213-5		12,490	533,324	液晶ディスプレイ/27型/3840×2160	⑨	
2月13日	0213-6		2,619	530,705	さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料	⑨	
2月13日	0213-7		1,870	528,835	「臨床栄養病院給食システムの新たな展開をめざして－変革のために何が必要か？」	⑥	
2月13日	0213-8		499	528,336	USBハブ 3.0USBポート 4ポートハブ [2023改良型]	⑨	
2月13日	0213-9		5,533	522,803	固定電話料金（1月請求分）50%	⑨	
2月17日		2		522,805	利息		
2月26日	0226-1		605	522,200	インターネットサービス料（1月分）50%	⑨	
2月29日	0229-1		1,232	520,968	携帯電話料金（2月請求分） 25%	⑨	
2月29日	0229-2		4,900	516,068	新聞購読料（2月分）	⑥	
2月29日	0229-3		21,280	494,788	アルバイト料（2月分）OK	⑧	
2月29日	0229-4		26,720	468,068	アルバイト料（3月分）UK	⑧	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月29日	0229-5		930	467,138	ガソリン代 25%	①	
月 計		2	189,567				
累 計		3,300,003	2,832,865	467,138			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 非所属クラブ

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3月1日				467,138	前月から繰越		
3月6日	0306		1,308	465,830	コピーチャージ代（2月度分）50%	⑨	
3月11日	0311-1		5,276	460,554	固定電話料金（2月請求分）50%	⑨	
3月11日	0311-2		3,605	456,949	パソコン用外付けハードディスク	⑨	
3月11日	0311-3		2,745	454,204	パソコン用スピーカー	⑨	
3月11日	0311-4		3,000	451,204	第12回石綿問題総合対策研究会参加費	②	
3月23日	0323-1		1,713	449,491	ガソリン代 25%	①	
3月23日	0323-2		1,962	447,529	灯油代（事務所暖房用）50%	⑨	
3月24日	0324		1,000	446,529	第42回市民まちづくり連続講座 i n 明石 駐車場代	②	
3月26日	0326		605	445,924	インターネットサービス料 (2月分)50%	⑨	
3月29日	0329-1		37,250	408,674	アルバイト料(3月分) UK	⑧	
3月29日	0329-2		383,900	24,774	議員活動報告（No.101）印刷 代 40,000部	⑦	
3月31日	0331-1		19,200	5,574	ネットワークプログラムレンタル料80%	⑦	
3月31日	0331-2		4,900	674	新聞購読料（3月分）	⑥	
月 計			466,464				
累 計		3,300,003	3,299,329	674			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

非所属クラブ

長谷川 俊英

被雇用者氏名		生 年 月 日
住 所	和泉市	()
雇 用 期 間	2023年5月1日 ~ 2023年6月30日	
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 72 時間 分	
支 払 給 与 額	時給 1,050円 × 72 時間 = 75,600 円 交通費 860円 × 12 日分 = 10,320 円	
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 0 時間 0 分	

被雇用者氏名		生 年 月 日
住 所	大阪市	()
雇 用 期 間	2023年5月17日 ~ 2023年6月30日	
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 82 時間 30 分	
支 払 給 与 額	時給 1,050円 × 82 時間 30分 = 86,625 円 交通費 630円 × 15 日分 = 9,450 円	
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 0 時間 0 分	

雇用状況報告書

非所属クラブ

長谷川 俊英

被雇用者氏名		生 年 月 日
住 所	和泉市	()
雇 用 期 間	2023年7月1日	～ 2023年9月30日
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 =	35 時間 分
支 払 給 与 額	時給 1,050円 × 35 時間 =	36,750 円
	交通費 860円 × 7 日分 =	6,020 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 =	0 時間 0 分

被雇用者氏名		生 年 月 日
住 所	大阪市	()
雇 用 期 間	2023年7月1日	～ 2023年9月30日
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 =	168 時間 30 分
支 払 給 与 額	時給 1,050円 × 168 時間 30分 =	176,925 円
	交通費 630円 × 28 日分 =	17,640 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 =	0 時間 0 分

雇用状況報告書

非所属クラブ 長谷川 俊英

		生 年 月 日
被雇用者氏名	()	
住 所	泉市	
雇 用 期 間	2023年10月1日	～ 2023年12月31日
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 =	78時間 30 分
支 払 給 与 額	時給 1,100円 × 78 時間 30 分 =	86,350 円
	交通費 860円 × 13 日分 =	11,180 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間＝	0 時間 0 分

		生 年 月 日
被雇用者氏名	()	
住 所	大阪市	
雇 用 期 間	2023年10月1日	～ 2023年12月31日
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 =	141:30 時間 30 分
支 払 給 与 額	時給 1,100円 × 168 時間 30 分 =	155,650 円
	交通費 630円 × 25 日分 =	15,750 円
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間＝	0 時間 0 分

雇用状況報告書

非所属クラブ

長谷川 俊英

被雇用者氏名		生 年 月 日
住 所	和泉市	()
雇 用 期 間	2024年1月1日 ~ 2024年3月31日	
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 69 時間 0 分	
支 払 給 与 額	時給 1,100円 × 69 時間 = 75,900 円 交通費 860円 × 11 日分 = 9,460 円	
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 0 時間 0 分	

被雇用者氏名		生 年 月 日
住 所	大阪市	()
雇 用 期 間	2024年1月1日 ~ 2024年3月31日	
雇 用 形 態	直接雇用	
勤 務 時 間 数	政務活動補助業務従事分 = 53 時間 0 分	
支 払 給 与 額	時給 1,100円 × 53 時間 = 58,300 円 交通費 630円 × 9 日分 = 5,670 円	
議 員 と の 関 係	第三者	
備 考	政務活動補助業務以外の勤務時間 = 0 時間 0 分	

雇用契約書

氏 名	
住 所	和泉市
下記の条件で契約する。	
雇用期間	2023年5月1日～2023年9月30日
就業場所	長谷川俊英事務所及び甲の指定する場所
業務内容	1. 堺市議会議員・長谷川俊英の政務活動補助 2. 堺市議会議員・長谷川俊英の議員活動補助 3. 長谷川俊英推せん会に関する事務 4. その他甲の指定する業務
就業時間	午前10時～午後5時 但し、甲の都合により変更することがある。
休 日	土曜・日曜・国民の休日 但し、甲の都合により休日に就業することがある。
給 与	勤務1時間につき1,050円 通勤交通費＝実費 但し、乙は勤務日報を作成して15分単位で業務内容を記録するものとし、前記業務内容1については長谷川俊英が受給する政務活動費から、その他の業務については長谷川俊英推せん会が支払う。
給与支払	前項合計額を毎月末日に現金にて支払う。
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
本契約書は2通作成し、甲乙双方が各1通を保管する。 2023年5月1日	
雇 用 者 (甲) 長谷川俊英 	
被雇用者 (乙) 	

雇用契約書

氏 名	
住 所	和泉市
下記の条件で契約する。	
雇用期間	2023年10月1日～2024年3月31日
就業場所	長谷川俊英事務所及び甲の指定する場所
業務内容	1. 堺市議会議員・長谷川俊英の政務活動補助 2. 堺市議会議員・長谷川俊英の議員活動補助 3. 長谷川俊英推せん会に関する事務 4. その他甲の指定する業務
就業時間	午前10時～午後5時 但し、甲の都合により変更することがある。
休 日	土曜・日曜・国民の休日 但し、甲の都合により休日に就業することがある。
給 与	勤務1時間につき1,100円 通勤交通費＝実費 但し、乙は勤務日報を作成して15分単位で業務内容を記録するものとし、前記業務内容1については長谷川俊英が受給する政務活動費から、その他の業務については長谷川俊英推せん会が支払う。
給与支払	前項合計額を毎月末日に現金にて支払う。
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
本契約書は2通作成し、甲乙双方が各1通を保管する。 2023年9月29日	
雇 用 者（甲） 長谷川俊英	
被雇用者（乙）	

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	月	10:00	17:45	7:45		内政務調査活動時間	7:00
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
9	火	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
10	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
11	木	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
12	金						
13	土						
14	日						
15	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
16	火						
17	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
18	木	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
19	金	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
20	土						
21	日						
22	月						
23	火						
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日						
29	月						
30	火	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
31	水						
合 計				67:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	60:00
出勤日数				政務内	10	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外			確認印



出 勤 簿 2023 年 6 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	木						
2	金						
3	土						
4	日						
5	月	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
6	火						
7	水						
8	木						
9	金						
10	土						
11	日						
12	月						
13	火						
14	水						
15	木						
16	金						
17	土						
18	日						
19	月						
20	火						
21	水						
22	木						
23	金						
24	土						
25	日						
26	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
27	火						
28	水						
29	木						
30	金						
合計				13:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	12:00
出勤日数				政務内	2	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	土						
2	日						
3	月	10:00	15:00	5:00		内政務調査活動時間	5:00
4	火						
5	水						
6	木						
7	金						
8	土	10:00	15:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
9	日						
10	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
11	火	14:00	17:00	3:00		内政務調査活動時間	3:00
12	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
13	木						
14	金						
15	土						
16	日						
17	月						
18	火	10:00	15:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
19	水						
20	木						
21	金						
22	土						
23	日						
24	月						
25	火						
26	水						
27	木						
28	金						
29	土						
30	日						
31	月						
合 計				33:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	30:00
出勤日数				政務内	6	政務調査外補助業務時間合計	0:00
				政務外			確認印



出 勤 簿 2023 年 8 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	火						
2	水						
3	木						
4	金						
5	土						
6	日						
7	月						
8	火						
9	水						
10	木						
11	金						
12	土						
13	日						
14	月						
15	火						
16	水						
17	木						
18	金						
19	土						
20	日						
21	月						
22	火						
23	水	10:00	15:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
24	木						
25	金						
26	土						
27	日						
28	月						
29	火						
30	水						
31	木						
合 計				5:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	5:00
出勤日数				政務内	1	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	日						
2	月	10:00	13:00	3:00		内政務調査活動時間	3:00
3	火						
4	水						
5	木						
6	金						
7	土						
8	日						
9	月						
10	火						
11	水						
12	木						
13	金						
14	土						
15	日						
16	月						
17	火						
18	水						
19	木						
20	金						
21	土						
22	日						
23	月						
24	火						
25	水						
26	木						
27	金						
28	土						
29	日						
30	月	10:00	11:30	1:30		内政務調査活動時間	1:30
31	火						
合 計				4:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	4:30
出勤日数				政務内	2	政務調査外補助業務時間合計	0:00
				政務外			

確認印



出 勤 簿 2023 年 11 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	水						
2	木						
3	金						
4	土						
5	日						
6	月	9:30	16:45	7:15		内政務調査活動時間	6:30
7	火						
8	水						
9	木						
10	金						
11	土						
12	日						
13	月						
14	火						
15	水						
16	木						
17	金						
18	土						
19	日						
20	月	9:30	16:45	7:15		内政務調査活動時間	6:30
21	火						
22	水						
23	木						
24	金						
25	土						
26	日						
27	月						
28	火						
29	水						
30	木						
合 計				14:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	13:00
出勤日数				政務内	2	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	金						
2	土						
3	日						
4	月						
5	火						
6	水						
7	木						
8	金						
9	土						
10	日						
11	月	10:00	17:45	7:45		内政務調査活動時間	7:00
12	火						
13	水						
14	木						
15	金						
16	土						
17	日						
18	月						
19	火						
20	水						
21	木	9:30	17:45	8:15		内政務調査活動時間	7:30
22	金	9:30	17:45	8:15		内政務調査活動時間	7:30
23	土	9:30	17:45	8:15		内政務調査活動時間	7:30
24	日						
25	月	9:30	17:45	8:15		内政務調査活動時間	7:30
26	火	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
27	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
28	木	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
29	金	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
30	土						
31	日						
合計				67:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	61:00
出勤日数				政務内	9	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	月						
2	火						
3	水						
4	木	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火	9:30	17:15	7:45		内政務調査活動時間	7:00
10	水						
11	木	9:30	17:15	7:45		内政務調査活動時間	7:00
12	金	9:00	15:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
13	土						
14	日						
15	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
16	火						
17	水						
18	木	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
19	金						
20	土						
21	日						
22	月						
23	火	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日						
29	月						
30	火	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
31	水						
合 計				58:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	52:00
出勤日数				政務内	8	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外			確認印



氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	木						
2	金						
3	土						
4	日						
5	月						
6	火						
7	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
8	木						
9	金						
10	土						
11	日						
12	月						
13	火						
14	水	10:00	15:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
15	木						
16	金						
17	土						
18	日						
19	月						
20	火						
21	水						
22	木	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
23	金						
24	土						
25	日						
26	月						
27	火						
28	水						
29	木						
合 計				19:15	0:00	政務調査補助業務時間合計	17:00
出勤日数				政務内	3	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



雇用契約書

氏 名	[REDACTED]
住 所	大阪市 [REDACTED]
下記の条件で契約する。	
雇用期間	2023年5月17日～2024年4月30日
就業場所	長谷川俊英事務所及び甲の指定する場所
業務内容	1. 堺市議会議員・長谷川俊英の政務活動補助 2. 堺市議会議員・長谷川俊英の議員活動補助 3. 長谷川俊英推せん会に関する事務 4. その他甲の指定する業務
就業時間	午前10時～午後5時 但し、甲の都合により変更することがある。
休 日	土曜・日曜・国民の休日 但し、甲の都合により休日に就業することがある。
給 与	勤務1時間につき1,050円 通勤交通費＝実費 但し、乙は勤務日報を作成して15分単位で業務内容を記録するものとし、前記業務内容1については長谷川俊英が受給する政務活動費から、その他の業務については長谷川俊英推せん会が支払う。
給与支払	前項合計額を毎月末日に現金にて支払う。
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
本契約書は2通作成し、甲乙双方が各1通を保管する。 2023年5月17日 雇 用 者 (甲) 長谷川俊英 [REDACTED] 被雇用者 (乙) [REDACTED]	

給与改定確認書

雇用者・長谷川俊英と被雇用者・[REDACTED]との間で、2023年5月17日に締結した雇用契約について、次のとおり給与を改訂する。

1. 給与額＝1時間につき1,100円
2. 適用開始日＝2023年10月1日

上記確認のため、本書は2通作成し、甲乙双方が各1通を保管する。

2023年9月29日

雇用者（甲） 長谷川俊英 [REDACTED]

被雇用者（乙） [REDACTED]

出勤簿 2023 年 5 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						
15	月						
16	火						
17	水	14:00	17:00	3:00		内政務調査活動時間	3:00
18	木	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
19	金	10:00	15:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
20	土						
21	日						
22	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
23	火						
24	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
25	木						
26	金	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
27	土						
28	日						
29	月						
30	火	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
31	水						
合計				42:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	38:00
出勤日数				政務内	7	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外			確認印



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	木	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
2	金						
3	土						
4	日						
5	月	10:30	16:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
6	火						
7	水						
8	木						
9	金						
10	土						
11	日						
12	月						
13	火						
14	水						
15	木	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
16	金						
17	土						
18	日						
19	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
20	火						
21	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
22	木						
23	金						
24	土						
25	日	12:30	16:00	3:30		内政務調査活動時間	3:30
26	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
27	火						
28	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
29	木						
30	金						
合計				49:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	44:30
出勤日数				政務内	8	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	土						
2	日						
3	月	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間 政務活動の会計処理	6:30
4	火	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間 政務活動の会計処理	6:00
5	水	10:00	17:45	7:45		内政務調査活動時間 政務活動の会計処理	7:00
6	木	10:30	18:15	7:45		内政務調査活動時間 活動報告配布先宛名データ	7:00
7	金						
8	土						
9	日						
10	月	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間 発送作業/宛名シール貼	6:00
11	火	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間 発送作業/宛名シール貼	6:00
12	水	11:30	15:00	3:30		内政務調査活動時間 政務活動の会計処理	3:30
13	木						
14	金						
15	土						
16	日						
17	月						
18	火	10:30	17:45	7:15		内政務調査活動時間 政務活動の会計処理	6:30
19	水	10:30	18:15	7:45		内政務調査活動時間 政務活動の会計処理	7:00
20	木						
21	金						
22	土						
23	日						
24	月						
25	火						
26	水	10:00	17:45	7:45		内政務調査活動時間 政務活動の会計処理	7:00
27	木						
28	金	11:00	19:15	8:15		内政務調査活動時間「議会報告」発送名簿維	7:30
29	土						
30	日	9:30	20:00	10:30		内政務調査活動時間「議会報告」発送名簿維	9:30
31	月	10:00	14:00	4:00		内政務調査活動時間 活動報告の封入作業	4:00
合計				92:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	83:30
出勤日数				政務内	13	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外			確認印



氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	火	10:00	13:00	3:00		内政務調査活動時間	3:00
2	水						
3	木						
4	金						
5	土						
6	日						
7	月	10:30	17:45	7:15		内政務調査活動時間	6:30
8	火						
9	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
10	木						
11	金						
12	土						
13	日						
14	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
15	火						
16	水	11:30	17:15	5:45		内政務調査活動時間	5:00
17	木						
18	金						
19	土						
20	日						
21	月	10:30	18:15	7:45		内政務調査活動時間	7:00
22	火						
23	水	10:00	15:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
24	木						
25	金						
26	土						
27	日						
28	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
29	火						
30	水	10:30	17:45	7:15		内政務調査活動時間	6:30
31	木						
合 計				57:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	51:00
出勤日数				政務内	9	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



出 勤 簿 2023 年 9 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	金						
2	土						
3	日						
4	月	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
5	火						
6	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
7	木						
8	金						
9	土						
10	日						
11	月	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
12	火						
13	水	10:30	14:30	4:00		内政務調査活動時間	4:00
14	木						
15	金						
16	土						
17	日						
18	月						
19	火	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
20	水						
21	木	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
22	金						
23	土						
24	日						
25	月						
26	火						
27	水						
28	木						
29	金						
30	土						
合 計				37:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	34:00
出勤日数				政務内	6	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	日						
2	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
3	火						
4	水	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
5	木	11:00	17:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
6	金						
7	土						
8	日						
9	月						
10	火	11:00	17:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
11	水	11:30	17:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
12	木	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
13	金	12:00	18:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
14	土						
15	日						
16	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
17	火						
18	水	10:30	17:45	7:15		内政務調査活動時間	6:30
19	木						
20	金						
21	土						
22	日						
23	月	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
24	火						
25	水	10:00	14:15	4:15		内政務調査活動時間	3:30
26	木						
27	金						
28	土						
29	日						
30	月	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
31	火						
合 計				76:30	0:00	政務調査補助業務時間合計	67:30
出勤日数				政務内	12	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外			確認印

確認印



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	水						
2	木	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
3	金						
4	土						
5	日						
6	月	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
7	火						
8	水	11:00	16:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
9	木						
10	金						
11	土						
12	日						
13	月						
14	火						
15	水						
16	木	11:00	17:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
17	金						
18	土						
19	日						
20	月	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
21	火						
22	水	10:00	16:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
23	木						
24	金						
25	土						
26	日						
27	月						
28	火	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
29	水						
30	木	10:30	16:45	6:15		内政務調査活動時間	5:30
合 計				50:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	44:00
出勤日数				政務内	8	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		確認印



氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	金						
2	土						
3	日						
4	月						
5	火						
6	水						
7	木						
8	金						
9	土						
10	日						
11	月						
12	火						
13	水	10:30	17:15	6:45		内政務調査活動時間	6:00
14	木						
15	金						
16	土						
17	日						
18	月						
19	火						
20	水						
21	木						
22	金						
23	土						
24	日						
25	月						
26	火	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
27	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
28	木	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
29	金	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
30	土						
31	日						
合 計				33:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	30:00
出勤日数				政務内	5	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	木						
2	金						
3	土						
4	日						
5	月						
6	火						
7	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
8	木						
9	金						
10	土						
11	日						
12	月						
13	火						
14	水	10:00	15:45	5:45		内政務調査活動時間	5:00
15	木						
16	金						
17	土						
18	日						
19	月						
20	火						
21	水						
22	木	11:00	16:15	5:15		内政務調査活動時間	4:30
23	金						
24	土						
25	日						
26	月						
27	火						
28	水	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
29	木						
合 計				25:00	0:00	政務調査補助業務時間合計	22:00
出勤日数				政務内	4	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



出 勤 簿 2024 年 3 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考	実働時間
				基 本	時間外		
1	金						
2	土						
3	日						
4	月						
5	火						
6	水	10:00	16:45	6:45		内政務調査活動時間	6:00
7	木						
8	金						
9	土						
10	日						
11	月						
12	火						
13	水	11:00	17:15	6:15		内政務調査活動時間	5:30
14	木						
15	金						
16	土						
17	日						
18	月						
19	火						
20	水						
21	木	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
22	金						
23	土						
24	日						
25	月	10:30	17:45	7:15		内政務調査活動時間	6:30
26	火	10:00	17:15	7:15		内政務調査活動時間	6:30
27	水						
28	木						
29	金						
30	土						
31	日						
合 計				34:45	0:00	政務調査補助業務時間合計	31:00
出勤日数				政務内	5	政務調査外補助業務時間合計	
				政務外	0		

確認印



出張報告書

2023年8月19日

非所属クラブ 長谷川俊英



出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 「全国政策研究集会 2023in 東京」に参加

2. 期間 2023年8月18日～2023年8月19日

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	8月18日（金）	12:50～18:40	国立オリンピック記念青少年総合センター
②	8月19日（土）	09:30～11:30	同上

4. 面談者（研究集会中に会話した主な方々）

松谷 清 静岡市議会議員
辻本美恵子 筑紫野市議会議員
増田 京子 箕面市議会議員
丸尾 牧 兵庫県議会議員
角倉 邦良 高崎市議会議員

5. 報告内容

別紙「全国政策研究集会 2023in 東京における研修内容」のとおり

6. 出張報告にかかわる領収書等の整理番号

819

全国政策研究集会 2023in 東京における研修内容

自治体議員政策情報センターが中心となって毎年各地で開催される「全国政策研究集会」は今夏15回目で東京開催となり、東京実行委員会の手で準備された。今回の研修集会の目的について、実行委員会は次のように示している。ロシアによるウクライナ侵攻でグローバル経済の脆弱性が明らかになり、エネルギー問題や食糧自給問題などをめぐって地域循環型社会に重要性が増している事態の下、軍事費増と税投入を行おうとする国政は、国民意見を軽視し、地方自治体の軽視にも及んでいる。そのような事態の下、地方自治が力を発揮し、自己決定権を持ち、地方発信でできることを話し合う。

そこで、研究集会の主題を「自治で創る命の安全保障」とうたっている。以下、私の参加したセッションでの研修内容について報告する。

■ 8月18日

開会にあたり、自治体議員政策情報センター長の■■■■さん（元国立市長）が挨拶。「戦争は、始めると止めることができない」との発言が印象的で、今日の情勢に対する認識として、会場に共感を呼んだ。

▼続いて、法政大学総長の■■■■さんが基調講演。

演題は「自治体からの平和の提言」であったが、「コロナ禍が自治体に残した教訓」を分析しながら、市民の生命に対面する責任、自治体政府の仕事の特質、市民の生命に対面するために不可欠な条件について論述。現代社会の「当たり前」の条件は脆かったと指摘し、自立していない地域のあり方、市場部門に後れを取っているのではないかと問題提起。あらためて浮き彫りになった循環型社会の意義を確認しながら、自立した地域社会こそ持続可能で、「国家戦略」はジレンマに陥っているとも指摘。これらの課題に対応するため、「地域内にそこでの生活を支える当時者感覚をもつ人をどれだけ増やせるか」、「場所に縛られない人が多数派になること」、住民を「お客さま」から「ご本人さま」に変えていく環境づくりをすべきだと提言された。長らく地方自治の研究に携わってこられた講師の話は、自治体の現況を鋭くかつ的確に分析されたもので、基本認識を新たにすることができた。

▼次のプログラムは、「市民の命に責任を持つ一番身近な政府から」と題するシンポジウムで、パネリストは、世田谷区長の■■■■さん、杉並区長の■■■■さん、米原市長の■■■■さん。

*■■■■さんのスピーチは、「世田谷モデル」とも言われる世田谷区における「新型コロナウイルス対策」を基にして始まった。同区において取り組んだ「社会的

検査」(濃厚接触者以外をまるごと検査)など、区の独自取り組みが国の施策に影響を及ぼした事例などを紹介し、「前例がなく、国が決めきれない」中で、区民の命を守る取り組みに挑んだことを報告。「麴町中全共闘」を結成した中学生時代からの鋭い批判精神、社民党衆議院議員としての国政経験などを踏まえ、また2011年以来4期にわたって区長を務める■さんが語る「地方自治」の実践は確信に満ちていると実感した。

* ■さんは、海外生活から帰国後2か月で区長選に挑んで勝ち、ミュニシパリズムの実践を掲げて住民参加の区政を試みる取り組みを語った。「自治と自立を考える市民を一人でも増やして行きつつ、市民自治を実現する」、「多様化する市民ニーズに応え切れないが、住んでいる人とスタッフは大事な資産で、これをフル活用しながら、住民がかかわる仕組みをつくる」、「職員を含めて可能性を提示しながら、ものを言う区民と一緒につくっていく」などなど、新鮮な感覚での区政への取り組みは興味深い。

* ■さんは、地域の危険物と化した「忠魂碑」を撤去し、新たに「平和の礎(いしづえ)」を建立したことを紹介。「遺族会」との話し合いを通して、旧軍人・軍属だけではなくすべての戦争犠牲者を悼みながら、平和を祈念する施策展開を語り、併せて、隣県原発での事故発生に備えて市民を守る取り組みにも言及。実施したアンケートでは、96%の親がヨウ素剤の配布を望んでいたとのこと。■

■さんが最後に結んだ「市民といっしょに考え、市民の出した結論を実施する」との言葉は、同氏の市政運営の根幹にあるように思えた。

各パネラーの発言についての■さんのコメントに加え、■さんのコーディネートによって、参加者それぞれが自治体の責務を改めてかみしめた。

▼全体集会の後に、2つの分科会が催され、私はまず、第2分科会「コロナ禍と物価高騰での困窮のリアルと生活保障」に参加。作家で反貧困ネットワーク世話人を務める■さんの話を聞いた。

■さんは2006年から貧困問題に取り組み、2008年～2009年の年越し派遣村の活動に参加した。その頃、派遣村を頼る人たちの中で女性は1%程度だったが、コロナの3年間は10数%を超えた。3年前の4月ごろから、毎日、深刻なメールが届くようになった。

例えば、「1週間食べていない、電気も止められた」、「自分が悪い。死にきれない」などの緊急的連絡を約2000件受けた。

とりわけ、不安定な雇用の下にある水商売や風俗に従事する女性からのSOSが相次いだ。「寮費を払うため別のアルバイトをしたが、感染症にかかり、今週中に追い出される」、「自粛で客が入らず、ホームレス生活となった」などの相談が相次ぐようになった。

相談者の若年化も進み、その2割が女性。「携帯が止められ、仕事を探せない」との相談も多くなった。その場合は、フリーWi-Fiのある場所を案内し、緊急宿

泊費、食費などを渡した上、生活保護の申請をサポートした。実家に帰る交通費を援助したケースもある。

路上生活10年になる人がいたが、一時、結核が流行った。しかし、本人は福祉の対象になると思っていない。行政から無料・低額宿泊所を紹介されても、環境が悪いために失踪者が多くいた。5月末ごろからホテルに宿を取り、アパートを探して生活保護につないだ。

また、最近では外国人の路上生活者が増えているが、生活保護すら受けられない。そこで、支援団体で約2億円を集めて支援している。

■さんの話に続いて、ホームレス支援などの取り組んでいる立川市議、江戸川区議、府中市議、豊島区議からも報告があり、貧困問題の現況や課題を再認識させられた。

その後、終わりの第1分科会「地方議会を討論の場に～北海道栗山町議会の実践に学ぶ～」の様子も覗いてみた。「議会改革のモデル」と評価される栗山町で議会事務局長を務めた■さんが報告後に会場からの質問に答える最後の場面で、■さんは、栗山町議会基本条例のキモは、「住民の権利としての陳情」や「議員間討議」を条例において定めたことと、語っていた。

■ 8月19日

政策研究集会の2日目。2つの分科会が催され、私は第4分科会「すすめよう！子育て支援／必要な？少子化対策」に参加。流山市で子育て支援活動に取り組む■さんの話を聴講。「母になるなら流山」の駅ポスターがヒットして、人口流入が続く、「住んでいて、少子化を感じない」と■さんが言う興味深い話に聞き入った。

■さんはまず、1994年のエンゼルプラン以来の少子化対策の変遷について語った。2022年の新子育て安心プラン、子ども・子育て支援法改正、児童福祉法改正、育児・介護休業法改正を経て、2023年に「こども未来戦略方針」が閣議決定され、こども基本法に基づく「こども家庭庁」の設置に至るも、「それでも、少子化は止まらない」と指摘。必要なのは、少子化克服ではなく、すべての子どもが幸せに育まれるための子育て支援施策の充実が必要だと強調した。その上で、自身もかかわっている流山市の子育てについて、駅前送迎ステーションの設置、自然環境利便性の両立、子育てしている人がたくさん居るなどの状況を紹介。また、子育て当事者の市民活動が活発で、働きながらかつ子育てしながら社会参加し、地域にネットワークが築かれていること、仕事と家庭以外のサードプレイスを持つことで、「消費者から市民へ」というシチズンシップが醸成されていると説明した。

また、ほかにも注目している取り組みがあることを紹介。北海道芽室町が実践するスペシャルニーズのある子どもと家庭への支援、すべての子どもの成長を記録

するサポートファイル。北海道北見市の母子家庭、障害者、高齢者、学生などが共に暮らす共生型施設。島根県雲南市の中中学校区に予算をつけている地域事業について解説した。

子育て支援は、堺市議会においても、「人口流入を図る施策」として、明石市の事例をもとに議論する議員が多い。■■■■さんの話を聞き、改めて、子育て支援の本質を考える必要を痛感した。

出張報告書

2024年2月6日

非所属クラブ 長谷川俊英

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 ①「後藤・安田記念東京都市研究所公開講座」に参加
②「第12回石綿問題総合対策研究会」に参加

2. 期間 2024年2月3日～2024年2月4日

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	2月3日（土）	13:00～16:00	東京都・日本プレスセンター
②	2月4日（日）	10:00～15:30	東京都・東京工業大学大岡山キャンパス

4. 面談者（公開講座及び研究会中に会話した主な方々）

豊中市社会福祉協議会事務局長
中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長
アスベスト問題市民ネットさいたま
NPO法人ストップ・ザ・アスベスト代表
アスベスト疾患・患者と家族の会堺グループ
ジャーナリスト
大阪アスベスト対策センター幹事
ベルランド総合病院呼吸器外科部長

5. 報告内容

別紙「後藤・安田記念東京都市研究所公開講座」及び「第12回石綿問題総合対策研究会」における研修内容のとおり

2. 出張報告にかかわる領収書等の整理番号

0204

「後藤・安田記念東京都市研究所公開講座」及び
「第12回石綿問題総合対策研究会」における研修内容

■ 2月3日

「後藤・安田記念東京都市研究所」が主催した今回の公開講座のテーマは「地域の『居場所』をつくり、はぐくむ」で、その開催趣旨を次のように示している。

▼2024年4月に孤独・孤立対策推進法が施行される。人がいつ孤独・孤立を感じるのかと考えれば、他者との「つながり」を感じられなくなった時ではないだろうか。「他者との『つながり』を感じる場所」を「居場所」と言い換えると、家庭や職場や学校に自分のそれがないことに悩む人は少なくなく、理由もそれぞれであろう。「居場所」がないことは、自殺やひきこもり、虐待などの原因になりえる。つまり「居場所」の存在は孤独・孤立の解消だけにとどまらず、地域における様々な問題の発生を未然に防ぐことにつながる。子どもや高齢者、外国人など、地域に暮らす人々はどのような不安を感じ、どのような「つながり」を求めているのだろうか。それに対し、自治体には何ができるのか。多様な「居場所」づくりの取組みを踏まえて、地域社会が果たすべき役割を考える。

▼公開講座では、まず、社会活動家で東京大学特任教授の[]さんが基調講演。

[]さん自身の父は昭和11年生まれ、母は16年生まれだと紹介。父母が「いなかのしがらみ」から抜け出して「都会での個人的暮らし」を求めた1950～60年代の日本社会は高度経済成長期で、1970～80年代の消費社会化を経て、1990～2000年代の経済危機・デフレ、さらに東日本大震災が発生した2010～20年代には孤独孤立・無縁社会が到来していると分析。

次に、「横浜市におけるあそび空間量の変化」という図を示して、1955年頃に存在した「自然」「オープン」「アナーキー（空き地）」「アジト」などのあそび空間が1975年頃や2003年頃には大幅に減少し、とりわけ「アナーキー」なスペースは完全になくなっていることを語った。

また、千葉県柏市における自立高齢者に対する悉皆調査によると、フレイル予防には「人とのつながり」が重要であるとの結果が出ており、目的としての居場所づくりの必要性が確認される。

他方、多くの人々が「居場所」と認識している家庭は核家族化、独居化が進む。また、例えば大人の居場所であった商店街やスナックなども減少している。意図的な「居場所づくり」が必要で、東京都の住宅局は公営住宅の集会所利用について積極的役割を果たそうとしている。

子どもたちの「居場所づくり」について、まず「より多くの子によりたくさんの居場所を」との考え方がある。「家庭も学校も、地域も公園も、友だちの家も駄菓子屋も、児童館も放課後子供教室も、プレイパークもこども食堂も…」つまり、「AもBもCも…『どこも』」ということで、これはこども家庭庁「成育局」

の夢だ。また、「どんな子にも少なくとも一つの居場所を」との考え方がある。「家庭や学校がダメなら第三の居場所、リアルがダメならオンライン、出られないなら訪問、どこもなければ創る…」。

改めて「居場所」とは何かを考えると、英国の若者組織「THE RYSE」が掲げている「A space where young people feel connected,protected,safe,and loved」だ。つまり、居場所とは、「誰かにちゃんと見てもらえている、受け止められている、尊重されている、つながっている…と感じられる関係性のある場」のことをいう。

「居場所づくり」は、「地域づくり」であり、「社会づくり」だ。次の世代全体に何ができるかを考えたい。「よりよい先祖」になることがSDGsの本旨だ。

▼その後、関西大学法学部教授・[REDACTED]さんの司会で、4人のパネラーによるディスカッション行われた。

▼パネルディスカッションの最初の発言者は、認定NPO法人D×P理事長の[REDACTED]さん。いわゆる「グリ下」に集う、居場所を失ったユース世代に対する活動の様子を語った。道頓堀のグリコ看板の下には、虐待やDVなどで家庭に居場所がなく孤立する若者（小学生を含む）が、SNSを介してつながり、集まる。風俗街もあって、若者が性搾取や犯罪にもつながりやすい地域になっている。

D×Pは、これまで出会えなかった若者に支援を届けるため、街中アウトリーチ事業を立ち上げた。2022年8月から、グリ下の近くにフリーカフェを試験的に設置し、集まる若者の声を聞いている。カフェは、若者たちから「ピンクテント」と呼ばれ、弁当や飲み物を持ち帰りできるほか、生理用品や避妊具なども用意している。2022年度ののべ利用者数は712人で、名前がわかっている利用者の実人数は114人。飲食提供数＝1099個、生理用品提供数＝23個、避妊具提供数＝106個だった。また、DMのやりとり＝22人、個別面談実施回数＝27回、病院への同行＝7件、公的機関（警察・行政）との連携＝4件、民間との連携＝1件、宿泊支援＝1件。

活動を通して、グリ下の若者がどのような経験をしてきたか、また、若者のニーズと周囲の大人たちの関わりの課題、繁華街にたどりつく若者を取り巻く課題が見えてきた。

活動を踏まえ、2023年6月27日、グリ下から徒歩5分の場所に「大阪ミナミのユースセンター」をオープンした。開所時間は16時～22時（夜の仕事をやる若者も出勤前に立ち寄れる時間を想定）。現在は週2～3回開所しているが、体制が整い次第、週5回開所を目指している。

内装も若者たちと一緒に意見を出し合いながら充実させている。キッチン、調理器具を備え、若者たちからは「ハロウィン、クリスマスなど行事に合った料理を作りたい」との意見が出ている。なお、利用者の安全を守るため、禁止行為を周知。建物内・建物前での飲酒・喫煙／危険行為（暴力・OD・リスカ等）／違法薬物の持ち込み・使用・受け渡し。6人以上のスタッフが常駐し、定期的な清

掃、不審物のチェックに当たっている。

開所以来2024年1月23日まで(約半年)のオープン回数=60回、利用人数=のべ2999人、食事提供数=のべ2389食。

家族からの暴力や性被害、貧困、知的障害、発達障害などを背景にして、家や学校に居場所がない若者にとって、居るだけで声かけられる繁華街は暴力を受けたユース世代の心を満たす面もある。ユースセンターが繁華街での新しい居場所になって、エネルギーをため、自立に向けて一緒に考えてくれる人とつながれる場になり、自分の意見が尊重され、自治的な経験ができる場ともなっている。

▼次に、豊中市社会福祉協議会事務局長の[]さんが、生活困窮・社会的孤立を支え、すべての人に居場所と役割を提供しながら、一人を支える居場所づくりをめざす活動について紹介。話は、壁面アートで不登校支援を行ったところ、制作にかかわるため6年ぶりに外出した子どもが、飼育していたメダカの販売に成功して不登校から抜け出せたという事例から始まった。

同市では市民の7割が集合住宅に暮らしていて、自治会を作らないという現状があり、定年退職後は図書館や大きな商業施設などに居場所を求める人が多いとのこと。そこで、住民に身近な地域での取り組みとして、次の試みをしている。

*校区福祉委員会=小学校区ごとに設置した自主的ボランティア組織で、校区内の福祉問題を解決するために各種地域組織の協力を得て活動している。配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録なども担う。

*豊中あぐり=都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加(中高年男子中心)を促進し、地域福祉の担い手づくりの育成を目指す。

*福祉なんでも相談窓口=ボランティア(校区福祉委員や民生・児童委員)がどのような相談でも受け止め、地域福祉の活動拠点となる。

*CSW(コミュニティソーシャルワーカー)=社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート。住民と協働しながら地域のニーズを把握する。また、必要に応じて関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ。

「社会的孤立の状況」についてのOECDの調査(2005年)の各国比較で、日本は最高位(15.3%)だった。また、「孤立を感じている子ども(15歳)」に関するユニセフの調査(2007年)でも、日本は最高位(30%)だった。さらに、「8050」と言われたひきこもり問題は、今や「9060」になっている。

▼続いて、神奈川県ワーカーズ・コレクティブ連合会理事長の[]さんが川崎市での活動について報告。「ワーカーズ・コレクティブ」は1982年に誕生した働く人の協同組合で、2022年に「労働者協働組合法」が施行されて「協同労働」が社会化された。メンバーは一人一票の権利を持ち、公平・公正・対等な働き場として運営している。

2002年3月、「ワーカーズ・コレクティブメロディー」を発足させ、生活クラブ神奈川の介護保険事業の運営を引き継ぎ、通所介護事業と居宅介護支援事業を始めた。その後、自主事業、訪問介護事業を運営して、高齢者一人ひとりの利用者を丸ごと支援する体制を整えた。さらに、自主事業での子育て支援、子育てひろば、川崎市産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の受託など、活動の幅を広げた。設立当初は2000万円の事業だったが、現在は1億円の事業に発展させている。

ワーカーズ・コレクティブメロディ設立15周年の契機に、これまで内部留保していた余剰金を地域に還元すべく、2019年4月、JR川崎駅から徒歩10分の所に常設の居場所「メロディーココ」を開設することになった。多世代の居場所をめざし、コミュニティカフェ、ココ食堂、ふまねっと運動（マス目のネットを踏まないように歩く運動）、うたごえ喫茶、親子ひろば、認知症カフェ、つばき学習会（宿題を教えたり、遊んだりしながら育み合う）など、多面的な活動をしている。

地域の人々と運営協議会を開催して、さまざまな仕掛けやイベント、お祭りなどを開催することで、多様な人々とのつながりが生まれた。例えば、働きにくい若者、対人関係が苦手な人もカフェでのフラットな会話や関係性がすすむなかで、少しずつ気持ちがほぐれて前に進んでいる。何気ない会話から信頼関係が生まれ、相談から支援につながることができる。また、活動にかかわることで共感が広がり、社会や地域を考えて実践する人が増えている。

▼最後に、合同会社 Ibasyo Japan 代表で、「千里ニュータウン研究・情報センター」事務局長の[]さんが千里ニュータウンにおける居場所づくりなどについて報告。ニュータウンは専門家によって計画的に作られた街で、各種施設が整備されている。しかし、施設整備だけでは、地域で切実に求められていた「なんとなく、ふらっと集まってしゃべれる、ゆっくり過ごせる場所」は実現できなかった。そこで、そのような場所を地域の人々が自らの手で運営することになった。これは、建築や街を作ることについての専門家のあり方に対する大きな問題提起にもなった。

2001年9月、豊中市新千里東町の近隣センター空き店舗を利用して、「ひがしまち街角広場」をオープン。千里での活動拠点で、運営サポートを行っている。月曜～土曜の11時～16時、ボランティアスタッフの手で運営しているが、特段のプログラムを用意せず、利用するだけでなく当事者になれることを特色としている。訪れるきっかけは多様で、次のように類型化できる。

- ①運営にかかわる。
- ②プログラム（歌声喫茶、健康体操など）を開く／参加する。
- ③飲食する／食事を持ち帰る。
- ④人に会いに来る。（打ち合わせ、スマートフォンの使い方を教わるなど）

⑤物を持ってくる／販売する。(地域新聞を持参、カボチャ・菊芋の差し入れ、朝市で販売したものの精算など)

⑥設備を利用する(コピー機を借りる、トイレを借りるなど)

「ひがしまち街角広場」としての特別なプログラムはないが、結果として多様な機能を担う場所になっている。

*いつも来る人がしばらく姿を見せないと心配して様子を見に行ったり、電話をかけたりする(緩やかな見守り)

*落とし物を預かる

*迷子になった子どもの一時預かり

*世代を超えた緩やかな関わり

▼この公開講座では、多様な「居場所」づくりがあることが認識できた。また、人々がそこを利用することから当事者になるという結果は、ほぼ共通している。行政による契機づくりが様々な「居場所」を生み出し、人々の孤独・孤立感からの脱却を促すものとして、自治体の課題を考えたいと思う。

■ 2月4日

東京工業大学で開催された「石綿問題総合対策研究会」には、2日目日程から参加。今回で12回目の研究会で、ここ3年間はリモート開催であった。4年ぶりに、堺市のアスベスト問題などに関して助言や情報をいただいた方々とも再会。また、いくつもの興味深い研究発表を聴講した。

▼2日目セッションは次のように展開した。

*アスベスト問題をめぐる災害・廃棄物＝「水害におけるアスベスト含有建材のがれき分別処理の課題」■■■■さん(熊本学園大学教授)／「災害時における石綿対策支援のための連絡ツールの調査・試行」■■■■さん(国立研究開発法人国立環境研究所)

*石綿関連疾患の認定基準と法規制＝「石綿関連疾患の認定基準をめぐる顕在化していない諸問題について」■■■■さん(専修大学教授)・■■■■さん(中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長)／「アスベスト規制の法制度と執行の現状：新たな被害は止められるか」■■■■さん(名城大学教授)

*地域の取り組み・リスクコミュニケーション＝「中国地方の清見石綿鉱山の歴史」■■■■さん(毎日新聞記者)・■■■■さん・■■■■さん(写真家)／「大阪泉南地域のアスベスト被害の歴史・実態についての考察」■■■■さん(立命館大学教授)／「事例報告・園児たちを守りたい…アスベスト除去工事(さいたま方式)」■■■■さん(アスベスト問題市民ネットさいたま)

*アスベスト問題をめぐる政策＝「アスベストを禁止した先進国は消費者としてどのようにアスベスト採掘と使用を誘発しているのか?・国際産業連関分析によ

る経済学的アプローチ」■■■■さん（東京国際大学教授）／「当事者が主人公」■■■■（アスベスト患者と家族の会連絡会）／「『アスベスト濃度測定』から考える我が国の安全対策」■■■■さん（NPOストップ・ザ・アスベスト）
▼各報告とも、アスベスト対策を考えるにあたってぜひとも参考にしたいものであった。なお、とりわけ関心を抱いたのは、東京国際大学の■■■■教授による問題提起で、これまでに聞いたことのない新しい視点からアスベストに関する国際的課題を提起された。